

公示番号：170131

国名：スリランカ

担当部署：南アジア部南アジア第三課

案件名：円借款事業形成・実施促進アドバイザー業務【有償勘定技術支援】

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：円借款事業形成・実施促進
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：有償勘定技術支援

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年5月下旬から2018年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.70M/M、現地 4.17/M、合計 4.87M/M
- (3) 業務日数：第1次 国内準備 3日、現地業務 25日  
第2次 国内作業 2日、現地業務 25日  
第3次 国内作業 2日、現地業務 25日  
第4次 国内作業 2日、現地業務 25日  
第5次 国内作業 2日、現地業務 25日、国内整理 3日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月26日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年5月19日(金曜日)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針

15点

②業務実施上のバックアップ体制等 2点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 45点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 18点
- ③語学力 15点
- ④その他学位、資格等 5点

(計 100点)

類似業務	円借款事業形成・実施促進に係る各種業務
対象国／類似地域	スリランカ／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

スリランカでは、2009年5月に25年以上に渡った紛争が終結したことを受け、紛争影響下にあった地域における復旧・復興に加え、国土全域においてより一層の経済発展を進展させるための経済・社会インフラ整備が政府主導の下、急速に進んでいる。我が国は、世界銀行やアジア開発銀行に並びスリランカにおける主要ドナーの一つであり、経済・社会インフラ整備を含めこれまで多岐に渡る協力を実施している。スリランカ政府は中進国入りを視野に入れ、持続的且つインクルーシブな成長を実現するため、引き続き我が国からの経済・社会インフラ整備に係る支援に対して強い期待を示している。

スリランカに対する有償資金協力（円借款）に関しては、近年スリランカ政府は情報通信、保健、環境等のセクターや都市鉄道等、過去の円借款案件で支援してきた分野や内容にとどまらない協力を要請しており、円借款の経験が浅い機関が事業を実施するケースが増えている。

円借款案件を円滑に実施するためには、実施機関が円借款に関する制度・手続き、留意点等を十分に理解し、実施体制を着実に構築したうえで効率的な事業運営を行うことが求められる。しかしながら、上述の通り、実施機関の経験が浅く、円借款に関する制度・手続きへの理解が不十分であるため、事業実施スケジュールが遅延し貸付実行が進まず、開発効果の発現が遅延するケースも見られることから、特に円借款の調達・貸付実行に係る制度・手続きにつききめ細かな助言、指導が必要である。

本業務は、主に実施中案件及び新規形成中案件（※）について、個々の案件の問題を分析し、実施促進にかかる情報収集及び実施機関に対する支援、指導を行うとともに、実施機関等の円借款に関する制度・手続きに対する理解を深め、円借款案件の案件形成の迅速化及び実施促進を図ることを目的とする。

(※) 対象予定の主な新規・既往案件（括弧内は実施機関等）

- 形成中案件
  - ✓ 保健医療サービス改善事業

(Ministry of Health, Nutrition and Indigenous Medicine)

- ✓ 新総合都市公共交通システム導入事業

(Ministry of Megapolis and Western Development)

- ✓ スリジャヤワルダナプラコッテ下水道整備事業

(Ministry of City Planning and Water Supply, National Water Supply and Drainage Board)

● 実施中案件

- ✓ 地上テレビ放送デジタル化事業

(Ministry of Parliamentary Reforms and Mass Media)

- ✓ バンダラナイケ国際空港改善事業フェーズ 2 (II)

(Airport and Aviation Services (Sri Lanka) Ltd.)

- ✓ 全国送配電網整備・効率化事業

(Ministry of Power and Renewable Energy, Ceylon Electricity Board)

- ✓ 大コロombo圏送配電網損失率改善事業 (同上)

- ✓ ハバラナ・ヴェヤンゴダ送配電線建設事業 (同上)

- ✓ ケラニ河新橋建設事業

(Ministry of Higher Education and Highways, Road Development Authority)

- ✓ 国道主要橋梁建設事業 (同上)

- ✓ 国道土砂災害対策事業 (同上)

- ✓ キャンディ市下水道整備事業

(Ministry of City Planning and Water Supply, National Water Supply and Drainage Board)

- ✓ アヌラダプラ県北部上水道整備事業 (フェーズ 1) (同上)

- ✓ アヌラダプラ県北部上水道整備事業 (フェーズ 2) (同上)

- ✓ 地方基礎社会サービス改善事業

(Ministry of National Policies and Economic Affairs, Ministry of Health, Nutrition and Indigenous Medicine)

## 7. 業務の内容

本業務において受注者は、円借款案件に関する諸制度（調達、貸付実行、法務等）等案件監理に係る手続きを十分把握したうえで、以下の業務を行う。

(1) 国内準備期間（2017年5月下旬）

- ① JICA 南アジア部と協議を行い、本業務の目的・趣旨等を確認する。
- ② スリランカにおける開発の現状・課題、及び対象となる新規、既往案件（※）の事業内容、実施機関、進捗状況の確認・把握を行い、予め対象となる事業の課題分析を行う。
- ③ JICA 南アジア部及びスリランカ事務所と連絡をとり、現地での業務行程の調整を行う。
- ④ ワークプラン（英文）を作成し、JICA 南アジア部へ提出・説明すると共に、派遣前会議に出席する。

(2) 現地業務期間（第1次派遣：2017年6月上旬～6月下旬、第2次派遣：2017年8月上旬～8月下旬、第3次派遣：2017年10月上旬～10月下旬、第4次派遣：

2017年11月下旬～12月下旬、第5次派遣：2018年1月中旬～2月中旬)

- ① 現地業務開始前に JICA スリランカ事務所、カウンターパート機関である国家政策・経済省対外援助局 (Ministry of National Policies and Economic Affairs, Department of External Resources) (以下、「ERD」という。) にワークプラン (英文) を提出・説明し、業務内容及びスケジュールの確認を行う。
- ② 形成中案件、実施中案件について、実施機関等と協議を行い、現状実施機関が直面する課題の洗い出し、案件形成及び案件実施に必要な支援ニーズについて検討する。
- ③ 形成中案件を中心に、ERD、実施機関に対する新規案件形成手続きに係る助言・能力強化を行う。案件形成上 JICA との間で課題となった点について適切に対応が取られ、さらに借款契約調印後に迅速に案件が実施されるよう、必要な支援を行う。
- ④ 実施中案件若しくは早期開始が見込まれる案件を中心に、調達・貸付実行手続き等に係る JICA ガイドライン説明等の能力強化を実施機関等に対して行う。また、各事業の進捗に応じて円借款の調達・貸付実行に係る制度、手続きに関する情報収集及び助言を行う。特に調達手続きが遅延している案件、もしくは調達手続き遅延が見込まれる案件については、JICA と相談の上、必要な助言を行う。
- ⑤ 新規案件形成、調達・貸付実行手続きに係る申請書類等についての実施機関、スリランカ政府内手続きの進捗を確認し、資料として取りまとめる。実施機関、スリランカ政府へのフィードバックとして、セミナー (スリランカ政府実務者最大 20 名程度を対象に、業務期間中に最大 2 回を目途に実施) や個別協議等を通じて ERD や実施機関に対して手続き促進のための助言、他案件での事例紹介等を行う。
- ⑥ 更に実施体制の強化等、調達・貸付実行以外の実施機関による円借款事業実施における課題を検討の上、これに応じた必要な支援を行う。
- ⑦ 現地での確認事項及び進捗状況について現地業務結果報告書 (英文) に取りまとめ、JICA 南アジア部、JICA スリランカ事務所、ERD に提出・説明する。

(3) 国内作業期間 (第2次国内作業：2017年7月上旬、第3次国内作業：2017年9月上旬、第4次国内作業：2017年11月上旬、第5次国内作業：2018年1月上旬)

- ① 直前の現地派遣期間の結果を整理し、ワークプラン (英文) を改訂する。また、改訂したワークプラン (英文) を JICA 南アジア部に提出し、説明を行う。

(4) 帰国後整理期間

- ① 最終派遣終了後、専門家業務完了報告書 (和文) を作成し、JICA 南アジア部へ提出・説明する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン (各現地派遣開始時)

英文3部 (ERD、JICAスリランカ事務所、JICA南アジア部)

(2) 現地業務結果報告書 (各現地派遣終了時)

英文3部 (ERD、JICAスリランカ事務所、JICA南アジア部)

### (3) 専門家業務完了報告書

和文2部（JICA南アジア部、JICAスリランカ事務所）

尚、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

また、契約期間中は業務従事月報（和文1部）を作成し、原則として翌月の15日までにJICA南アジア部に提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒コロンボ⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地派遣期間は7.の通りを予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。また、7.の現地派遣期間は、業務内容及び業務行程を考慮の上、より適切な派遣スケジュールがある場合には、派遣回数5回を上限にプロポーザルにて提案してください。

#### ② 現地での業務体制

現地派遣毎にJICA南アジア部、JICAスリランカ事務所と協議し、対象案件、実施機関等を決定します。

#### ③ 便宜供与内容

JICAスリランカ事務所による便宜供与内容は以下のとおりです。

##### ア) 空港送迎

あり

##### イ) 宿舎手配

あり

##### ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供あり

##### エ) 通訳傭上

なし

##### オ) 現地日程のアレンジ

業務遂行上必要な場合、スリランカ政府機関とのアポイントメント取得補助（初回渡航時に限る）

##### カ) 執務スペースの提供

なし

### (2) 参考資料

以下の資料をWebサイト上にて閲覧することができます。

- ・スリランカ ERD 実績報告書

(<http://www.erd.gov.lk/publication.html>)

- ・各国における取り組み(スリランカ)  
(<http://www.jica.go.jp/srilanka/index.html>)

・スリランカ国「インフラセクター円借款事業形成・実施促進アドバイザー業務【有償勘定技術支援】」専門家業務完了報告書 ※JICA より配布（担当：南アジア部南アジア第三課 武田 03-5226-8665）

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとします。

以上